

独立行政法人科学技術振興機構

(平成18年度 年度計画)

平成18年3月31日

独立行政法人科学技術振興機構

目次

(前文)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置・・・・・・・・	1
【全体的事項】・・・・・・・・・・・・・・・・	1
【個別事項】・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. 新技術の創出に資する研究・・・・・・・・	2
(1) 戦略的な基礎研究の推進・・・・・・・・	2
(2) 社会技術研究の推進・・・・・・・・	5
(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進・・・・・・・・	6
(4) 革新技术開発研究の推進・・・・・・・・	6
(5) 先端計測分析技術・機器の研究開発の推進・・・・・・・・	7
(6) 研究開発戦略の立案・・・・・・・・	7
2. 新技術の企業化開発・・・・・・・・	8
(1) 委託による企業化開発の推進・・・・・・・・	8
(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進・・・・・・・・	8
(3) 大学発ベンチャー創出の推進・・・・・・・・	10
(4) 技術移転の支援の推進・・・・・・・・	10
(5) 研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開・・・・・・・・	11
3. 科学技術情報の流通促進・・・・・・・・	13
(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進・・・・・・・・	13
(2) 科学技術に関する文献情報の提供・・・・・・・・	16
4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援・・・・・・・・	18
(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進・・・・・・・・	18
(2) 戦略的な国際科学技術協力の推進・・・・・・・・	19
(3) 国際シンポジウムの開催、外国人研究者宿舍の運営等・・・・・・・・	19
(4) 研究協力員の派遣を通じた研究支援・・・・・・・・	19

5 . 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	2 0
(1) 科学技術に関する学習の支援	2 0
(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進	2 1
(3) 全国各地への科学技術情報の発信	2 2
(4) 日本科学未来館の整備・運営	2 3
6 . その他行政等のために必要な業務	2 4
(1) 関係行政機関の委託等による事業の推進	2 4
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	2 5
1 . 組織の編成及び運営	2 5
(1) 組織の運営	2 5
(2) 組織の編成	2 5
(3) 職員の研修及び業績評価	2 5
2 . 業務運営の効率化	2 5
(1) 事務の効率化、合理化及び経費の削減	2 5
(2) アウトソーシング及び外部機関との連携	2 7
(3) 国家公務員に準じた人件費削減の取組み	2 7
(4) 業務・システムの最適化	2 8
予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画	2 8
短期借入金の限度額	2 8
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	2 8
剰余金の使途	2 8
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	2 8
1 . 施設及び設備に関する計画	2 8
2 . 人事に関する計画	2 8
(1) 方針	2 8
(2) 人員に係る指標	2 9
3 . 中期目標期間を超える債務負担	2 9

(前文)

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人科学技術振興機構の平成18年度の業務運営に関する計画を以下の通り定める。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】

- (1) 内外の研究動向等の調査・分析機能を強化するとともに、文部科学省等国の政策立案部門と連携を図り、新規施策の提案、新規事業の形成など機構の業務戦略の企画立案を行う。また、併せて国の科学技術振興に係る政策立案に寄与する。
- (2) 機構の各事業において実施される研究課題等について、外部専門家・有識者により、事業目的に応じた明確な基準に基づいて厳格に事前評価、中間評価、事後評価を、また必要な場合は追跡調査を実施する。また、機構の平成17年度の事業実績の自己評価を行うとともに評価結果を事業運営に反映させる。
評価の方法、基準及び結果はインターネット等により積極的に公開し、機構の事業について国民への説明を積極的に行う。また、外部有識者、機構の事業に参画している者、機構が提供するサービスのユーザー等の機構の事業運営に対する意見の把握に努める。
- (3) 事業による成果については新聞発表等の広報活動やホームページへの掲載、データベース化、シンポジウムによる公表などを積極的に行う。さらに、機構の認知度の向上のため、中小企業等に対する事業の周知活動を強化する。
- (4) 各事業の実施に当たっては、事業に参画する外部機関や個人のインセンティブに配慮し、外部機関や個人の能力が十分発揮できるよう措置するとともに、我が国全体として最大限の成果が上がることを目的として、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。

【個別事項】

1. 新技術の創出に資する研究

(1) 戦略的な基礎研究の推進

国が定めた戦略目標の達成に向けた基礎研究の推進

イ. 研究領域、研究総括の選定

- ・ 機構による調査・分析をもとに研究領域、研究総括を外部専門家の評価を踏まえ選定し、その評価結果を公表する。

ロ. 研究領域の迅速な立ち上げ（バーチャルラボの構築）

- ・ 公募型の研究領域及び研究総括を戦略目標の通知を受けてから1ヶ月程度以内に選定する。
- ・ 公募型の平成18年度発足研究領域及び既存の研究領域において、研究総括のイニシアティブの下に研究課題の募集選考を行い、採択された課題の研究計画の策定、研究代表者説明会の開催、研究契約の締結等を迅速に進める。
- ・ 総括実施型の平成18年度発足研究領域については、採択決定後速やかに研究に着手するため、研究計画の策定、研究実施場所の設営、研究者等の雇用手続等を進める。
- ・ 公募型の研究課題の事前評価は、研究総括が領域アドバイザーの協力を得て行う。
- ・ 平成18年度に公募を開始する公募型の研究提案の受付について電子システムを利用した受付を行う。

ハ. 研究領域の効果的運営（バーチャルラボの効果的運営）

- ・ 既存の公募型43領域及び平成18年度に発足する新規領域について、並びに既存の総括実施型24領域及び平成18年度に発足する新規領域について、研究を推進する。
- ・ 研究総括が研究代表者等とコミュニケーションを図り、研究に関して、進捗状況等の把握、助言等を行う。
- ・ 研究総括のマネジメントを確保しつつ、平成16年度以降に発足したチーム型研究の研究領域については、原則として研究機関が予算を執行し、それ以外については原則として機構が予算を直接執行する。
- ・ 研究の推進に当たっては、委託により研究を実施する際は、委託研究費の30%を上限とする額を間接経費として支出する。また、必要に応じて使用する研究施設の借料・光熱水料等、研究環境に係わる経費を研究機関に支出する。
- ・ 総括実施型の研究領域のうち、外国の研究機関と共同して研究を実施するものについては、当該研究機関と連携して研究を推進する。

二．研究の評価及びフォローアップ

- ・公募型の各研究領域の研究総括及び領域アドバイザー、さらに必要に応じて外部専門家を加え、平成17年度終了のチーム型研究42課題及び個人型研究146課題について、事後評価の結果を取りまとめる。
- ・公募型の各研究領域の研究総括及び領域アドバイザー、さらに必要に応じて外部専門家を加え、チーム型研究においては、平成15年度採択のうち42課題について中間評価を行うとともに、平成18年度終了の46課題については事後評価に着手する。また、平成18年度終了の個人型研究49課題について、事後評価に着手する。
- ・優れた成果が期待されかつ発展が見込まれる研究課題のうち、当初の研究期間終了後引き続き新たな研究期間を設定した課題については、当初の研究期間を越えて切れ目無く研究を継続させる。
- ・公募型の研究課題の評価結果は当年度或いは翌年度に必要な応じ研究チーム編成の見直し、資源配分、事業運営の改善等に反映させる。
- ・公募型の平成13年度発足の4領域および平成14年度発足の9領域について中間評価の結果、平成17年度終了の12領域について事後評価の結果を取りまとめる。
- ・公募型の平成14年度発足の3領域について中間評価に着手するとともに、平成18年度終了の8領域について事後評価に着手する。
- ・公募型の研究領域の評価結果は当年度或いは翌年度に必要な応じ資源配分や事業運営の改善等に反映させる。
- ・総括実施型の平成15年度発足の6領域について中間評価に着手する。
- ・総括実施型の研究領域の評価結果は当年度或いは翌年度に必要な応じチーム編成の見直しや資源配分等に反映させる。
- ・平成11年度に終了した個人型研究3領域（93課題）について、追跡調査の結果を取りまとめる。
- ・研究課題及び研究領域の中間、事後評価、並びに追跡調査については、結果がまとまり次第、当年度或いは翌年度にホームページ等により公表する。
- ・研究課題が終了した研究者に対してアンケート調査を実施し、当年度或いは翌年度に必要な応じてその結果を制度の改善に反映させる。

卓越した人物を総括責任者とする独創性に富んだ基礎研究の推進

- ・継続4プロジェクトについて研究を推進し、平成18年度終了する4プロジェクトについて事後評価に着手する。
- ・評価は外部専門家により行い、事後評価の結果は当年度或いは翌年度に

必要に応じ事業運営の改善に反映させる。

- ・平成13年度終了4プロジェクトについて、追跡調査を実施する。
- ・事後評価及び追跡調査については、結果がまとまり次第、当年度或いは翌年度にホームページ等により公表する。

基礎的分野における世界の英知を集めた国際共同研究の推進

- ・継続1プロジェクトについて研究を推進し、平成18年度終了する1プロジェクトについて事後評価に着手する。
- ・評価は外部専門家により行い、事後評価の結果は当年度或いは翌年度に必要な応じ事業運営の改善等に反映させる。
- ・平成13年度終了2プロジェクトについて、追跡調査を実施する。
- ・事後評価及び追跡調査については、結果がまとまり次第、当年度或いは翌年度にホームページ等により公表する。

特定分野におけるシミュレーション等計算科学技術を活用した研究開発の推進

- ・研究終了後5年を経過した課題について、追跡調査を取りまとめ、ホームページ等により公表する。

総合的な評価

- ・基礎研究事業全体について、海外の有識者を含む評価委員会による総合的な評価を取りまとめる。

研究成果の公表、普及

- ・研究成果は、レベルの高い国際誌（国内学会が発行している英文誌を含む）を中心に研究論文として積極的に投稿し、公表するとともに、研究者による研究成果の公表を機構として支援する。また、研究成果としての特許件数等をホームページ等を通じて公表する。
- ・成果の公表・普及のために報告会、シンポジウム等を開催する。シンポジウム等の開催数は以下とする。

戦略的創造研究推進事業

研究成果報告会 2回

このほか、研究領域毎のシンポジウム等を開催する。

- ・研究成果については、研究成果展開総合データベース（J-STORE）に掲載すること等によりデータベース化を進めるとともに、知的財産に配慮しつつホームページ等により公開する。計算科学を活用した研究開

発の研究成果のソフトウェア（累積 121 件）についてはソフトウェアライブラリを利用し、広く公開・流通を図る。

- ・委託研究により得られる研究成果は原則として研究実施機関の帰属とする。また、必要に応じて知的財産権の権利化の支援を行う。
- ・研究成果については機構が実施する技術移転制度や技術移転機関等による社会還元を促進する。
- ・日本科学未来館等国民が直接研究成果に接する機会を提供する活動に積極的に協力する。また、それらの活動を専門的に行う人材を配置し、研究成果の国民への情報発信を行うための調査を実施する。

（２）社会技術研究の推進

- ・社会技術研究推進のため「社会技術研究フォーラム」、「ミッション・プログラム（計画型研究開発）」、「公募型プログラム（公募型研究開発）」を実施する。
- ・「社会技術研究フォーラム」については、社会問題の本質を認識し、その解決を図る研究のあり方について継続的に議論する。
- ・「ミッション・プログラム」については、社会問題の解決を図るために重要と考えられて設定した既存のミッションに基づき、その目標達成に向け研究を推進する。また、「科学技術と人間」領域において新たなミッションを設定し研究を開始する。
- ・「公募型プログラム」については、既存の 5 領域について、平成 15、16、17 年度採択課題の研究を推進する。また、平成 18 年度新規研究領域を設定し、採択課題の研究を開始する。
- ・新規ミッション、新規研究領域等の調査・検討を実施する。
- ・「ミッション・プログラム」（日本における子供の認知・行動発達に影響を与える要因の解明）について長期研究に向けた評価を実施し、評価の結果を当年度あるいは翌年度の研究チーム編成の見直しや資源配分に必要に応じて反映する。
- ・「公募型プログラム」の平成 18 年度採択課題の事前評価を研究総括が領域アドバイザーの協力を得て行う。平成 18 年度に終了する平成 15 年度採択の 9 課題については、事後評価を実施あるいは開始する。事後評価については、結果がまとまり次第、当年度或いは翌年度にホームページ等により公表する。
- ・研究成果の公表や意見交換等を目的として、以下の活動を実施する。
 - 公開シンポジウム 2 回
 - ワークショップ 12 回

学会発表等 20件

- ・「公募型プログラム」の平成18年度に終了する9課題について現実社会の諸問題の解決や社会における新たなシステムの構築に資する研究成果について、終了シンポジウム等を開催し公表する。

(3) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進

- ・人道的観点からの対人地雷の探知・除去活動を支援するセンシング技術、アクセス・制御技術の研究開発を引き続き行う。
- ・研究開発全体を統括する研究総括を置き、その下に産学官からなる研究チームを組織して研究を推進する。研究総括を技術面で補佐するスタッフを配置するとともに、各研究チームへの支援スタッフの派遣、試験研究用材料等の購入等により、研究を支援する。
- ・短期的研究開発課題においては、研究総括の評価に基づき、技術成果の活用の見通しがある場合には必要に応じて改良を施し、技術を供する。中期的研究開発課題においては、短期的研究開発課題における成果を適宜活用しつつ、引き続き研究開発を行い、屋外性能試験を実施する。
- ・短期的研究開発課題においては、海外での実証試験（平成17年度実施）の結果等を踏まえ、終了した課題の事後評価を開始する。中期的研究開発課題においては、中間評価を実施し、ホームページ等にて公開する。また、その結果を研究チーム編成の見直しや資源配分に反映する。

(4) 革新技术開発研究の推進

- ・安全・安心で心豊かな社会の実現等に関連し、革新性の高い独創的な技術に関する平成18年度採択課題を外外部専門家・有識者による事前評価に基づき選定し、技術開発を開始する。
- ・平成16、17年度採択課題の技術開発を継続する。
- ・平成19年度課題の公募を開始する。
- ・平成18年度採択課題の技術開発開始に当たっては、事前評価結果を研究計画の見直しや資源配分に反映させる。
- ・平成17年度終了課題について事後評価を実施する。
- ・追跡調査の実施方法等を検討する。
- ・評価結果は知的財産等に配慮し公表する。
- ・プログラムオフィサーによる進捗状況等の確認、適切な指導・助言等を行う。
- ・人文社会科学等の知見を活用した安全・安心に係る俯瞰的な調査研究を実施し、その成果を課題の公募方針等に反映する。

(5) 先端計測分析技術・機器の研究開発の推進

- ・先端計測分析機器及びその周辺システムの研究開発及び独創的な計測分析技術・手法を確立する研究開発に関する課題を公募する。
- ・応募課題については、外部専門家による事前評価を行い、選定する。
- ・採択する課題については、速やかに研究開発に着手するため研究開発実施計画の策定、事業実施説明会、研究契約の締結等を進める。
- ・平成17年度以前に採択した開発課題(46課題)について、開発を推進する。
- ・開発を推進する開発課題のうち対象課題について中間評価を実施する。
- ・事業運営に当たっては、外部専門家の協力を得て、研究開発全体の総括、技術動向の把握、優れた技術の発掘等を積極的に推進する。
- ・機構内の関連各部署と連携を密にし、整合性のある効果的な研究開発を推進する。
- ・各研究開発課題においては、研究開発期間中における知的財産権の取得を奨励する。
- ・研究開発成果については、必要に応じて論文等の発表や公開シンポジウム等の開催を行うことによって積極的な社会還元を推奨する。

(6) 研究開発戦略の立案

- ・様々なデータベースの活用や研究者へのインタビュー等により、内外の研究開発動向及び社会的・経済的ニーズ等を調査・分析し、今後必要となる研究開発領域や課題等を体系的に抽出する。
- ・北米、欧州、中国を中心としたアジアの研究開発動向や科学技術政策動向の把握をおこなう人材を配置し、海外の科学技術活動の調査を実施する。特に中国に関しては、中国総合研究センターに係る所要の体制を整備し、研究開発動向等の情報の収集、とりまとめ、分析を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築を図る。
- ・中国総合研究センターに係る調査・分析に必要なデータベースを国内外関連機関と連携し整備する体制をつくる。なお、中国における定期刊行物(約10,000誌)のうち重要誌約2,500誌を特定し、その中から本調査・分析において必要性の高いものを選定しデータベース化に着手する。
- ・今後の研究開発戦略の形成を目的として、「科学技術未来戦略ワークショップ」等の開催により、広範な関係者の参加を得て、オピニオンの形成と集約を行う。
- ・上記をもとに、機構の基礎研究事業において重点的に推進すべき研究領域等の企画・立案を行う。

- ・上記の活動を通じて得られた成果が機構の事業全般において広く活用されるよう、関連部署に得られた成果を提供する。また、科学技術政策研究所を含む政府関連諸機関等との有機的連携を図り、成果の活用等を推進する。
- ・機構の基礎研究事業において設定された研究領域等の評価について試行する。

2. 新技術の企業化開発

- ・「(1) 委託による企業化開発の推進」、「(2) 口成果育成プログラムの実施」、「(3) 大学発ベンチャー創出の推進」については、競争的研究資金として一体的な事業の運営を行う。事業の実施にあたっては、プログラムディレクター、プログラムオフィサーによる適切な課題管理及び間接経費の措置を行う。

(1) 委託による企業化開発の推進

- ・大学、公的研究機関等に対して課題を広く募集し、外部専門家・有識者による事前評価を行い、開発リスクが大きく、経済的、社会的に大きな波及効果が期待できる課題を選定して開発課題とし、技術開発力、経営基盤等を有する企業等に開発を委託する。
- ・開発期間が5年を越える課題については中間評価を行う。開発終了した課題は事後評価により、開発結果の評価を行う。評価結果については知的財産等に配慮しつつ公表する。さらに、成果の実施状況等につき追跡調査を実施する。
- ・開発が成功した課題は、開発実施企業に対し支出した開発費の返済を求める。
- ・実施料、優先実施期間、開発費の返済条件等については研究者や開発企業のインセンティブを配慮し、開発期間や開発費等を柔軟且つ弾力的に運用する。
- ・開発終了課題について、開発成果の実施・普及に向け、企業に対し成果を実施するように促すほか、技術説明会等により広く開発成果を紹介する。

(2) 研究成果の移転に向けた効率的な技術開発等の推進

研究成果の実用化に向けた技術開発

イ. 研究成果の実用化プランの作成、育成手段の助言

- ・技術移転プランナーを配置し、実用化に向けた展開が期待できる課題を対象に実用化プランを作成し、プランの一部を企業に紹介すること

やプランを用いて研究者への最適な育成手段の助言を行う。また、実用化が有望であるがデータが不足している研究成果については、研究者又は企業の協力を得て追加の調査研究（データ補完、技術加工）を行う。

- ・技術移転プランナーによる技術評価など大学、公的研究機関等の支援に関するノウハウの展開を図る。

ロ．成果育成プログラムの実施

- ・戦略的な特許化のための試験研究の推進

平成17年度採択課題について引き続き試験を実施する。

平成16年度採択課題について平成18年9月まで引き続き試験を実施し、成果報告を取りまとめたうえで事後評価を実施する。

平成15年度採択課題の事後評価、追跡調査の結果を取りまとめる。

- ・新技術コンセプトのモデル化の推進

平成19年度採択課題について、課題提案を公募する。

平成18年度課題を選定し、モデル化を実施し、成果報告を取りまとめる。

平成17年度終了課題について事後評価及び追跡調査を実施する。

平成14年度終了課題について追跡調査を実施する。

ハ．イノベーションの創出を目指した共同研究の実施

- ・大学等の基礎研究に係る研究発表会において、産業界がシーズ候補を発掘する場を提供する。

- ・プログラムオフィサーを配置するとともに、プログラムオフィサーを中心とした審査等の体制を構築する。

- ・産業界が発掘したシーズ候補の顕在化の推進（顕在化ステージ）

平成18年度採択課題について、課題提案を公募、選定し、顕在化のための共同研究を実施する。

- ・顕在化したシーズの実用化のための産学共同による研究の推進（育成ステージ）

平成18年度採択課題について、課題提案を公募、選定し、共同研究を実施する。

研究成果のあっせん・実施許諾

イ．研究成果の収集・公開業務の推進

- ・研究成果を収集し、研究成果展開総合データベース（J-STORE）に掲載するとともに、専門家等により企業への紹介を行う。

- ・新技術説明会及び技術移転支援フェア（大学見本市と連携）等を開催

し、企業が関心を示したものは、あっせん・実施許諾等の段階に移行させる。

ロ．開発あっせん・実施許諾業務の推進

- ・技術移転に関して経験を有する専門家等を活用して企業等への紹介、企業化開発のあっせん・実施許諾を行う。また、専門家、機関等の連携促進により仲介者ネットワークの拡充に努める。
- ・平成18年度通期の開発あっせん・実施許諾の件数として、特許ベース120件以上、企業ベース60件以上を目指す。

(3) 大学発ベンチャー創出の推進

・プレベンチャー継続分

平成15年度採択課題について平成18年9月末まで研究開発を継続するとともに、終了後、研究成果報告会、事後評価を実施する。

平成14年度採択課題(終了)について追跡調査を実施する。

・大学発ベンチャーの創出推進

平成18年度採択課題を選定し、研究開発を開始する。

平成16、17年度採択課題について研究開発を継続する。

平成15年度採択課題について研究成果報告会、事後評価を実施する。

(4) 技術移転の支援の推進

研究成果特許化支援業務の推進

- ・大学、公的研究機関、技術移転機関、企業、一般等からの技術移転に関する相談に対し、フリーダイヤル、専用メール及び個別面談等により対応する。平成18年度は400件以上の相談件数に対応する。適宜、相談後の追跡調査および相談者へのフォローを行う。
- ・国立大学の法人化等に伴い増大した特許出願に対応し、特に国際特許出願に重点を置いて、的確な目利きと迅速な処理を実施し、特許化支援を推進する。このために、研究成果の適正な評価を中心とした、大学知的財産本部との連携、各地の特許化支援事務所の活用を念頭に、支援体制を整備する。
- ・大学等の研究開発成果とニーズのマッチング機会を充実させるため、全国レベルの大学見本市を開催する。

技術移転のための人材育成業務の推進

- ・技術移転のための目利き人材育成プログラム研修を実施する。東京開催の他、地域において大学知的財産本部等との連携を図り研修を実施する

- （基礎研修6回、実務応用研修8回、地域基礎研修3回、中小企業向けコース6回、若手研究者向けコース6回）。
- ・研修参加者のインセンティブ向上を図るため、人的ネットワークの構築支援および既研修参加者による成果報告会等を開催する。
- ・平成18年度は、延べ400人以上の参加者に対して実施する。

（5）研究成果活用プラザを拠点とした事業の展開

研究成果活用プラザ、JSTサテライトによる事業の展開

- ・各地域の自治体や関係機関との連携を図り、地域の現状を考慮し策定した運営方針の下に各研究成果活用プラザ（以下、「プラザ」という。）及びJSTサテライト（以下、「サテライト」という。）の運営を行う。
- ・地域における産学官連携活動や独創的研究成果の育成の拠点として、新規にサテライトを選定し、設置する。
- ・各省庁、地方自治体等のコーディネータによる、大学等のシーズの発掘を支援するための「シーズ発掘試験」の課題を公募し、採択する。課題の選定にあたっては、プログラムオフィサーが外部有識者の意見を参考にして評価を行い、評価結果を公表する。
- ・科学技術コーディネータを各プラザならびにサテライトの状況に応じて、適切に配置する。
- ・科学技術コーディネータは、技術動向調査等を通して、地域の大学、企業等における研究ニーズ、シーズを探索するとともに、シーズの応用可能性を探る実用化検討につなげるほか、地域研究開発促進拠点支援事業の成果等を活用して、大学等の独創的な研究者を中心とした研究会、セミナーをプラザにおいて開催し、コーディネータ活動を推進する。
- ・各種制度コーディネータの連携方策等について、検討を実施し、他の制度におけるコーディネータ活動従事者との連携を図る。
- ・産学官連携ポータルサイト、産学官連携ジャーナル、産学官連携支援データベースについて、産学官連携に係わる者の活動を支援するべく、利用者の意見の収集を行い、利便性の向上、内容の充実、運用の効率化に努め、効果的な情報発信を行う。
- ・各プラザ及びサテライトに、機構各事業のパンフレット、パネル等の展示を行うとともに、科学技術コーディネータの活動を通じ、事業紹介を図る。
- ・機構及び文部科学省の地域における拠点として、国等の関連施策紹介を随時行うほか、機構の他事業と連携して理解増進活動等を実施する。
- ・各プラザ及びサテライトにおいて育成研究課題を公募し、採択する。課

題の選定に当たっては、プログラムオフィサーが外部有識者の意見を参考にして評価を行い、評価結果を公表する。選定された課題について、大学、企業及び機構が共同して育成研究を実施するとともに、文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行い、成果の有効活用を図る。

- ・ 終了する共同育成研究課題について、事後評価を実施し、既終了課題と共に、企業化開発または企業化へつなげるための活動を行う。
- ・ 機構の他の制度と連携するなど、プラザ内の研究室について有効活用する。

地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進

- ・ 地域において研究開発ポテンシャルの高い大学、国公立試験研究機関、研究開発型企业等が結集して企業化の必要性の高い分野の研究開発を推進する。
- ・ 平成18年度新規課題を公募し採択する。課題の選定に当たっては、プログラムオフィサーが外部有識者の意見を参考にして評価を行い評価結果を公表する。
- ・ 事業の推進、調整に当たり、機構はプラザ及びサテライトを活用し、都道府県等が指定する地域の科学技術振興を担う財団等（中核機関）と協力して運営体制を整備する。
- ・ 中核機関スタッフ会議等の開催により、失敗事例、成功事例を分析し、ノウハウの共有化とスタッフのスキルアップに努める。

地域における研究開発資源を活用した研究開発の推進

- ・ 共同育成研究課題等で生み出された成果について事業化に向けた研究開発を実施する。
- ・ 平成18年度に新規課題を募集し採択する。課題の選定に当たっては、外部有識者を含む評価者が評価を行い、評価結果を公表する。
- ・ 運営体制の整備については、プラザ及びサテライトを活用して行う。

3. 科学技術情報の流通促進

(1) 科学技術の研究開発等に関する情報の流通促進

研究開発活動等のデータベース化

- ・ 研究情報基盤を着実に整備するため、以下のデータベースの整備等を行い、インターネット等を活用して、研究開発支援総合ディレクトリを中心とした研究者等のための総合的なポータルサイトから提供する。
- ・ 提供するデータベースについては、当該データベースの利用者の需要動向等を定期的に調査し、データベース化する情報や提供方法の改善、積極的かつ効果的な広報活動、利用者の利便性向上等の取組みを進める。
- ・ 関連性の高いデータベースについては、当該データベースの利用数の向上のため、データベースを統合的に検索でき、データベース間の連携が取れるようなシステムの開発を行う。

イ. 研究開発支援総合ディレクトリデータベース

- ・ 研究者等の研究開発活動の支援のため、国内の大学、公的研究機関等の約2,300機関を対象とした調査を実施し、研究機関情報、約20万人の研究者情報、49,000件の研究課題情報、3,200件の研究資源情報を収集し、データベースを整備し、提供等する。
- ・ アンケート調査の際に全研究者へWeb入力用IDを発行する等、Web入力機能の利用を促進する。
- ・ 電子的なデータ交換の促進等、各機関の保有する研究者データ等の情報源を活用して、データベースの内容を拡充する。
- ・ 技術移転関係のフェア等に出展し、データベースの活用・普及を図る。
- ・ 以上を通じて研究開発支援総合ディレクトリデータベースのアクセス数について着実に増加させる。

ロ. 研究成果展開総合データベース

- ・ 研究開発成果の迅速な展開のため、特許等の研究成果情報を収集・加工して、データベースを整備し、提供等を行う。
- ・ 他機関の研究成果データの研究成果展開総合データベースへの収録について、関係機関との協議を進める。また、外国出願特許データの充実を図る。
- ・ 技術移転関係のフェア等への出展等によりデータベースの活用・普及を図る。
- ・ 未公開特許情報のうち、公開されたものを速やかに公開特許情報へ移行するために必要な公開公報データ取得機能を引き続き運用する。
- ・ 以上を通じて研究成果展開総合データベースのアクセス数について年

間350万件以上とする。

ハ．研究者人材データベース

- ・研究者等の多様なキャリアパスの開拓や能力、技術を有効活用するため、教育職、研究職、技術職に関する求人公募情報及び求職研究者情報等を収集して、それらに関するデータベースを整備し、提供等を行う。
- ・国内の大学、公的研究機関を主な対象にパンフレット・ポスターを配布するとともに、インターネット上に掲載している求人公募情報を調査し、公募情報の掲載元に本データベースの周知を行う。
- ・データベースの広報活動等を通じて、求人会員・求職会員を増加させる。
- ・求人公募情報や求職研究者情報の研究分野別集計等の利用者分析を行い、広報宣伝効果の期待できる学会誌等メディアへの広告掲載を行い、アクセス数を着実に増加させる。

研究情報のデータベース化

- ・公的研究機関と共同で作成したデータベースの公開・運用を公的研究機関と共同で行う。

技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供及び失敗知識データベースの整備

イ．技術者の継続的能力開発のためのコンテンツ開発・提供

- ・外部専門家・有識者からなる委員会での調査・審議を踏まえて、57テーマの能力開発コンテンツを開発・整備するとともに、平成18年度までに累積700テーマの能力開発コンテンツを開発し、インターネット等を通じて提供する。
- ・普及のため学会でのデモンストレーション等を行う。
- ・以上を通じて能力開発コンテンツの年間利用件数を増加させる。

ロ．失敗知識データベースの整備

- ・外部専門家・有識者からなる委員会による調査・審議に基づき、合計で1,000件を収録したデータベースの整備を行う。
- ・失敗知識データベースの一般公開を継続するとともに、英語版の失敗知識データベースを公開する。
- ・失敗知識データベース普及のため、学会でのデモンストレーション・シンポジウム等を行う。

バイオインフォマティクスの研究情報基盤整備の推進

- ・生命情報データベースの高度化、標準化、高機能生体データベースの運用・機能拡張、研究開発の推進を統括、副統括の指導のもと実施する。
- ・研究開発課題の事後評価は、統括が外部専門家・有識者からなる委員会の協力を得て行う。
- ・7生命情報データベースについて、公開へ向けて高度化、標準化の研究開発を実施する。
- ・普及研修会を開催し、データベースの活用・普及を図る。
- ・地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の活動を推進するために設置されたGBIF技術専門委員会の事務局としての活動を行う。

国内外の科学技術情報に関する提供システム等の整備、運用

イ．科学技術関係資料の収集及びインターネット等による提供

- ・科学技術関係資料を、国内資料を12,000タイトル規模、国外資料を4,600タイトル規模で収集する。
- ・収集した資料に掲載された論文等ごとに論文名、著者名、発行日等の書誌情報について90万件規模のデータベースを整備する。

ロ．科学技術情報発信・流通総合システムの整備・運用

- ・我が国の学協会の電子ジャーナル出版を支援するため、論文の審査、編集、流通等を統合的に行うシステムを整備し、運用する。
- ・参加学協会等のユーザーの要望項目を反映したシステムの機能拡張を行う。
- ・JSTリンクセンターを活用し、他の電子ジャーナルやデータベースとの引用文献リンクを行う。また、リンク可能な引用文献数の拡大のため、国内外の諸機関に対してJSTリンクセンターへの参加の働きかけを行うとともに、リンク情報の整備、拡充を行う。
- ・国内の学会誌の国際発信力強化のため、特に重要な学会誌について過去の紙媒体の論文に遡って電子化する。
- ・学協会訪問等を行い、科学技術情報発信・流通総合システムの参加学会誌数を550学会誌以上とする。
- ・以上を通じて科学技術情報発信・流通総合システムのアクセス数を増加させる。

ハ．科学技術に関する文献情報の英文による提供

- ・機械翻訳の活用により我が国の科学技術に関する文献情報の英文化を行い、過去収録分とともに、新たに15万件をインターネット経由で世界に向けて発信する。

- ・英文化された科学技術に関する文献情報へのアクセス数が着実に増加するよう、広報活動を継続する。
- 二．研究開発成果の産業化の促進のための文献・特許の統合検索システムの整備・運用
- ・特許調査における利便性向上の観点から、H17年度に構築した機関名辞書の整備を推進するとともに、特許データベースと文献データベースの統合検索システムに活用できる共通の検索方法を調査、検討する。
 - ・民間事業者と連携し、特許情報と文献情報の統合検索システムの安定的な運用を図る。

科学技術情報に関する国際協力、標準化

イ．科学技術情報活動における国際協力の推進

- ・国内の研究情報に関する英文ディレクトリの作成を行いインターネット経由で世界に向けて情報を発信する。
 - ・JST技術移転支援フェア等における英文ディレクトリの紹介等の普及活動を行うことにより、英文ディレクトリへの年間アクセス数を増加させる。
 - ・国の科学技術協力協定に基づく日独情報ドキュメンテーションパネル、国際科学技術情報委員会（ICSTI）等に積極的に参加し、国際的な協力活動を行う。
 - ・アジア・太平洋地域諸国と科学技術情報活動についての情報交換のためのワークショップを開催する。また、参加諸国から我が国に科学技術情報機関の次世代を担う人材を受け入れ、セミナー（研修）を実施する。
- ロ．科学技術情報の流通を円滑化するための基準の制定
- ・科学技術情報の流通を円滑に促進するため、科学技術情報流通技術基準（SIST）の普及を目的とし、SISTの制定・見直しを行うための各種委員会等の開催及び説明会の開催、インターネット等を活用した情報提供等を行う。

（２）科学技術に関する文献情報の提供

- ・国内外の科学技術関係資料の抄録等を作成してデータベースを整備し、オンライン等による科学技術情報の提供等を行う。なお、平成18年度よりサービスを開始する検索システム（J Dream）について安定的に運用する。また、国際科学技術情報ネットワーク（STN）事業をケミカルアブストラ

クツサービス（CAS）、フィツカールスルーエ（FIZ-K）と共同で運営し、国内の科学技術に関する文献情報を海外へ提供するとともに国内利用者へ海外の科学技術に関する文献情報を提供する。なお、文献情報提供事業の業務効率化のため、平成18年度中にSTN事業を終了する。

- ・科学技術情報の流通を促進するため、科学技術文献速報等の出版物を発行する他、複写サービス、受託検索サービス等を行う。
- ・国内外の科学技術関係資料に関する書誌情報に対して、日本語抄録等を付与した90万件規模の文献情報データベースを作成する。
- ・文献情報データベースの作成については収益性を改善しつつ網羅性の維持に努め、研究情報基盤の整備を目的として実施する。
- ・大学等教育研究機関・国公立試験研究機関等（独法を含む）に対する利用拡大を図り、科学技術の振興に寄与するため、安価な価格設定で情報を提供する。また企業の知的財産部、中小企業、公共図書館等利用者の利用拡大を図る。
- ・文献情報データベースの利用者に対するアンケート調査及びヒアリング調査や「お客様の集い」等を実施し、利用者の意向を把握してサービス等の向上に反映させる。
- ・速報性優先誌、並びに各作業工程の処理期間短縮を目標として設定したガイドラインに基づき、作業工程の改善等を行うことにより、情報の収集から抄録等提供までの期間を平均37日以下とする。
- ・作成した文献情報データベースについて、普及のための利用者研修会の開催やインターネット等を活用した利便性の向上等により、文献情報データベースの利用件数、及び累積アカウント数を着実に増加させ、幅広く研究者、技術者の研究活動における情報取得をサポートする。
- ・文献情報データベースと各種電子ジャーナルのリンクを充実させることにより利用者の利便性を向上させ、文献情報データベースから原文献への年間アクセス数を着実に増加させる。

4. 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援

(1) 地域における産学官等が結集した共同研究事業等の推進

- ・事業の推進、調整に当たり、機構は都道府県等が指定する地域の科学技術振興を担う財団等（中核機関）と協力し、運営体制を整備する。また、事業の実施にあたっては、プログラムディレクターとプログラムオフィサーの配置、および間接経費の措置を行う。
- ・中核機関に事業マネジメントの最高責任者である事業総括、技術的判断の最高責任者である研究統括を配置する。
- ・研究の実施に当たり、公設試験研究機関内やレンタルラボ等に当該共同研究の中核を形成するコア研究室を設置し、研究員を配置する。
- ・新技術・新産業の創出に資するため、研究者の成果を実用化させるための新技術エージェントや弁理士、税理士、会計士等の事業化に必要な専門的知識・経験を有する人材をアドバイザーとして一時的な利用を可能とするスキルバンクを中核機関に配置する。
- ・平成16年度事業開始地域に対する、事業の継続を含め方向性を検討するための中間評価を、平成13年度事業開始地域（平成18年度事業終了地域）に対する、事業成果に関する事後評価を、外部有識者を含む評価者の協力を得てプログラムオフィサーが行い、評価結果を公表する。
- ・以下に示す目標の達成に向け、都道府県等及び中核機関との緊密な連携のもと、支援を行う。

地域が掲げる事業目標及び研究開発目標

研究開発の成果を産業界へ波及させるための技術移転に向けた戦略的活動体制の確立

事業推進に当たっての都道府県等の支援体制の確立

新技術・新産業の創出に資する成果を利活用させるような体制の整備(地域C O Eの形成)に向けた整備方針の確立

(事業終了地域において、参画機関数 10機関/地域、発表論文数 20件/年・地域、出願特許数7件/年・地域、を標準的な水準とする。)

- ・平成10年度事業開始地域（平成15年度事業終了地域）に対する追跡調査を行い、事業終了後の成果展開等を調査し、その結果を公表するとともに、事業運営に反映させる。
- ・文部科学省及びその他関係行政機関等と有機的連携を行い、成果の有効活用に努める。
- ・新技術エージェント会議や中核機関スタッフ会議等の開催により、失敗事例、成功事例を分析し、ノウハウを共有化する。また、機構が実施している技術移転のための目利き人材育成プログラム研修を積極的に活用して、

新技術エージェントや事業総括スタッフのスキルアップに努める。

(2) 戦略的な国際科学技術協力の推進

- ・ 北米・欧州・アジア等で文部科学省より示された分野での相手国との協力に関し、カウンターパートの外国機関と協力方法について協議・合意する。
- ・ 当該カウンターパートの外国機関との合意内容に基づき、両機関が連携して共同研究の推進や研究集会の開催等の国際交流活動を実施する。
- ・ 北米・欧州・アジア等の国・地域と政府間での合意事項を着実に実施するため、機構により有効に推進できる国際交流活動についても検討・実施する。

(3) 国際シンポジウムの開催、外国人研究者宿舍の運営等

- ・ 国際シンポジウム、アジア諸国等を対象としたセミナー、日米間の工学における異分野交流を促進するシンポジウムを開催する。
- ・ 上記のシンポジウム、セミナーで得られた情報については、他の事業でも活用できるよう提供する。
- ・ 海外事務所等を拠点とし、海外との連絡調整、情報収集活動を行う。
- ・ 外国人研究者宿舍に関して 80% 以上の入居率を達成するべく、外国の研究者を受け入れる公的研究機関・大学等に対する広報活動や入居者への生活支援を行う。

(4) 研究協力員の派遣を通じた研究支援

- ・ 平成 14 年度までに採択した 24 課題について引き続き研究協力員を派遣する。
- ・ 平成 17 年度終了課題 (28 課題) について事後評価を取りまとめ評価結果を公表するとともに、平成 18 年度終了課題 (14 課題) について事後評価を開始する。

5. 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進

(1) 科学技術に関する学習の支援

高等学校等における学習活動の支援

イ. スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援

- ・ 文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した平成16年度指定校20校、平成17年度指定校35校、平成18年度新規指定校について、指定校、教育委員会等と密接な連携を図りつつ、円滑かつ迅速に指定校における先進的な科学技術学習等の取組を支援する。
- ・ 指定校の取組みや支援活動について調査・分析等を行い、指定校や教育委員会等の関係機関へフィードバックするとともに、必要に応じて適切な改善が図られるよう支援活動の見直しを行う。
- ・ 指定校や指定校生徒等による研究発表会、交流会などスーパーサイエンスハイスクールの成果の普及や生徒の科学技術に関する興味・関心等の向上を図る機会を設ける。

ロ. サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトにおける活動の支援

- ・ 大学、科学館等と、中学校、高等学校等との連携により、児童生徒の科学技術、理科・数学（算数）に関する興味・関心と知的探究心等を育成する「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）」事業を実施するため、外部専門家・有識者による委員会の設置等、業務執行体制を整備する。
- ・ 大学、科学館等と、中学校、高等学校等とが連携して実施する体験的・問題解決的な学習活動等を、当該委員会の審議により選定し、支援等を実施する。
- ・ 研究機関と中・高等学校が連携して実施する体験的・問題解決的な学習活動の普及に資する取組について、検討を行う。

先進的科学技術・理科教育用デジタル教材の開発・普及

- ・ 外部専門家・有識者等の意見及び共同研究地域での実証的試験の評価を踏まえ、大学、研究機関等との密接な連携により児童生徒の科学技術・理科学習に有効な素材となる最先端の研究開発成果を有効に活用しつつデジタル教材の開発を進めるとともに、既に開発されたデジタル教材の改良を進める。
- ・ 平成17年度までに選定した実証試験を行う地域のうち、継続する9地域において実証的試験による評価を実施し、デジタル教材や提供方法について必要に応じて改良する。また、デジタル教材の活用について普及を図るため、有効な活用事例を収集し公開するとともに、ITと観察・

実験等の体験的学習活動を融合したプログラムを実施する。

- ・デジタル教材の提供システム「理科ねっとわーく」について、安定した提供環境を維持するとともに、平成18年度末までに教員等の登録者数を中期計画の目標数を超える20,000名以上とするよう、本システムの周知・普及を図る。
- ・デジタル教材の一般公開に関しても、提供コンテンツの充実等を図るとともに、安定した提供環境を維持する。

各教育委員会等との連携強化による成果の普及

- ・教育関係者が多く参加するイベント等への参加や関係機関への働きかけや新聞・雑誌等への掲載、雑誌の刊行を行うなど事業の周知を図るとともに、事業の成果発表会や成果報告書等の配布やインターネットを用いるなど成果を積極的に発信し成果の普及・活用を促す。

(2) 地域における科学技術理解増進活動の推進

科学館活動支援等地域における科学技術の普及の推進

- ・科学技術に関する学習を促進するために科学館と学校とが連携して行う活動、及び、児童生徒がものづくりの楽しさ、おもしろさを体験し、学習できるロボット・実験に関する学習メニュー開発について、外部専門家等の参加により選定し、支援を実施する。
- ・実施した企画及び学習メニューについては、支援対象機関からの報告・自己評価を受け、外部専門家も参加する事後評価を実施する。また、評価結果を受け、必要に応じて事業の支援方法について適切な改善を図る。
- ・地域科学館連携支援事業及びロボット学習メニューの開発の成果について成果報告会を実施し、成果の普及を図るとともに、インターネットにより情報を発信する。
- ・国際的な拡がりのある青少年向けの科学技術コンテストについて、国際大会への派遣等及び国際大会参加に関係する国内の取組みを引き続き支援する。また、各科学技術コンテストの効率的な運営に資するよう、事務局の連絡会を開催し、各コンテストの取組や課題等の共有を促進する。
- ・他機関との連携により青少年向けのイベント等を開催する。
- ・全国の科学館から科学館の概要やイベント情報を収集し、適時更新を行い、インターネットを通じて全国に情報を発信する。

地域における科学技術理解増進活動を担うボランティア人材の活動推進

- ・地域において科学技術理解増進ボランティア活動を促進し、ボランティア

アが効果的に活動できる環境を整備する。

- ・地域の教育資源を総合的・有機的に組み合わせた理数教育・科学技術理解増進活動を推進する「理数大好きモデル地域」を公募により選定し、その活動を支援する。
- ・理数大好きモデル地域間の連絡協議会の開催を通じて、取組や課題等の共有を促進するとともに、モデル地域の取組について調査・分析し、成果の普及に資する取組の検討を進める。

(3) 全国各地への科学技術情報の発信

TV向け科学技術番組の開発

- ・番組、放送形態等について、モニター調査を実施し、評価する。
- ・トピックに応じた形で番組制作が行うことができるよう大学、研究機関や研究者、技術者、機構の他事業関係者との連携関係を活用するとともに、モニター調査等視聴者のニーズを踏まえつつ、様々な観点からの番組制作を実施する。また、放送番組の編成や適正については、外部専門家の参加も得て審議する。
- ・他機関の外部資金を活用しつつ、アウトリーチ活動に資する番組制作を支援する。
- ・国内外の映像祭に出品し、番組の評価を推進する。
- ・TV向け科学技術番組のインターネットによる配信を実施するとともに、TVメディア、インターネットによる配信の周知を図り、インターネット番組のアクセス数（視聴数）を着実に増加させる。

波及効果の高いメディアの活用やイベントの開催

- ・科学技術理解増進についての手法の情報交換、共同した活動を、日米をはじめ国際的に検討していく。
- ・バーチャル科学館及び青少年向け科学技術ポータルサイト等青少年の興味・関心に応じ、インターネットを通じた情報発信を推進する。
- ・研究者の優れたアウトリーチ活動を支援して、大学等の研究者と国民とのコミュニケーション機会を充実させるために、手法のモデル開発を推進する。
- ・研究者等がアウトリーチ活動を行うための環境を整備するとともに、開発されたモデルの普及、イベント等を通じ科学技術に関する知識を普及する機会の充実を図る。

先駆的な手法を用いた展示手法、展示物の開発

- ・最先端の科学技術を身近に感じ、体験できる新たな展示を、最先端の科学技術の進展に合わせ原則として年間2テーマ以上先駆的に開発する。
また、開発した展示は科学館等（日本科学未来館を含む）での活用を図る。

(4) 日本科学未来館の整備・運営

展示の充実

- ・来館者のニーズに応えた魅力ある展示を行うとともに、来館者に対するアンケート調査等に基づく結果の分析、評価を行い展示の改善に向けて新規展示手法や新規展示開発のための試作を行う。
- ・最先端の科学技術の動向をフォローするため、研究者・技術者等から情報を収集するとともに、展示、実験プログラム等の開発に際しては、研究者、技術者の参画を得る。
- ・民間企業等の外部機関の協力や連携による展示の開発等を実施する。

運営の改善

- ・季節、曜日等により開館日・開館時間等を柔軟に変更する。
- ・来館者本位の施設環境を整えるため来館者から寄せられるメールや電話により来館者の要望を把握するとともに、アンケート等により来館者の満足度など、系統だった調査等を行い、必要な改善を行う。
- ・学会等の講演会、シンポジウムなどの開催を促進するため、研究機関や学会等への広報活動を行うとともに、研究者、技術者が一般の方々と交流するイベント、セミナー等を開催する。

運営体制の充実

- ・登録ボランティア数800人を確保し、ボランティアによる来館者への対応及び未来館以外でのボランティア活動による社会とのコミュニケーションを充実させる。また友の会会員数を3万人規模とし、友の会会員への対応を充実させる。
- ・新しいタイプの科学館スタッフである科学技術スペシャリストを雇用し、能力開発評価制度の実施や研修システムの導入による育成を図るほか、研修会等への参加、関連学会での発表等を実施する。
- ・研究者・技術者等の有識者を含む委員会等により、事業運営についての意見を聴取し、その反映について検討する。

他機関との連携

- ・ 科学館連携ネットワークを活用し、国内の科学館等との連携を図る。また、海外への科学館等へ日本科学未来館についての情報発信を行うとともに連携を図る。
- ・ 国立科学博物館、科学技術館との連携による相互の活性化、相乗効果を促進させるため連絡会議及び実務担当者等の意見交換会を開催する。
- ・ 外部から、科学館人材、高校教員、研究機関の広報担当者などを受入れ、実地演習や研修会などを行い、科学コミュニケーター人材の育成を行う。
- ・ 研究機関等と情報交換等を実施し、連携の充実を図る。
- ・ 高等学校等と連携し、日本科学未来館における理解増進手法の開発等を行う。

来館者数の確保

- ・ 以上を実施し、年間で来館者数 60 万人以上を確保する。
- ・ 来館者の増大を図るため、広報活動を行う。

6 . その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関の委託等による事業の推進

我が国の科学技術政策の推進に貢献すること等を目的として、関係行政機関等の委託等により、専門的能力を必要とする各種業務を実施する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織の編成及び運営

(1) 組織の運営

- ・科学技術振興機構運営会議の審議結果を踏まえて、運営改善方策の検討及び実施、企画機能の強化を進める。
- ・年度当初に予算の一定割合を留保し、理事長が各業務の進捗状況を把握して、計画達成のために追加の予算配賦を行うシステムを運営する。
- ・決裁権限の見直し等を通じ、部室長等への権限の委譲を引き続き推進する。

(2) 組織の編成

- ・効率的・効果的な組織編成及び人材配置等を行うための情報収集を目的として、既存事業の進捗状況及び新規予算の獲得状況等、業務の実情を把握するための各部室長からのヒアリングを半期毎、又は必要に応じて実施し、その結果を主として4月、10月の人事異動に反映する。
- ・職員個々の業務の現状、今後の異動希望先等の把握のため、年1回行っているアンケートについて、個人の適性、希望がより明確に表れるようにする等アンケート内容の見直しを図るとともに、結果を人事異動等に反映する。

(3) 職員の研修及び業績評価

- ・自己啓発及び能力開発のための研修として 階層別教育研修（新入職員、新任の課長級、課長代理級、係長級）、 外部研修機関を利用したテーマ別教育研修、 国の機関が実施する各種職務研修、 キャリアアップを図るための各種通信教育、 職員の資質向上を目的とした国内・海外長期研修など各種研修を実施する。
- ・前年度の試行的な運用を踏まえ、新規人事制度を本格導入し、評価結果を処遇等に適切に反映させる。

2. 業務運営の効率化

(1) 事務の効率化、合理化及び経費の削減

国において実施されている行政コストの効率化を踏まえて、以下の事項を含む業務の効率化を進め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く）及び業務に係る事業費について、業務の効率化を行う。

また受託事業収入で実施される業務についても効率化に努める。

スケールメリットを活用した効率化等

- ・民間の経費節減に関するノウハウも参考にしつつ、平成17年度の効率

化実績を踏まえて、業務効率化の具体的方策を更に推進する。

- ・ 事務用品等消耗品や各種機械等についても業務に影響の出ない範囲で共同購入を実施するとともに、より一層の競争入札の導入を推進する。
- ・ 図書管理システムの登録データ充実及び利便性向上等を通じ、図書資料等の共用及び効率的な活用を一層進める。
- ・ 各事業の研究等終了後の物品情報を積極的に公開し、利活用の機会を拡大し、物品の有効利用を引き続き推進するとともに、各事業の目的等を鑑み研究成果の更なる展開及び物品管理の合理化に資するため、物品の譲渡についても積極的な推進を図ることを検討する。
- ・ 基礎研究事業における事務参事会議、地域関係事業におけるコーディネータ会議等を開催し、業務運営の効率化に関する情報、ノウハウを共有化する。
- ・ 日本科学未来館のホール、会議室等を学会やシンポジウム等の内部及び外部の利用について積極的に推進する。
- ・ 日本科学未来館事業について、より一層の競争入札の導入を推進するとともに市場化テストの可能性について検討する。

管理的経費の節減

- ・ 管理部門の管理費の節減に努め一般管理費を削減する。
- ・ 日本科学未来館、研究成果活用プラザ等を含む機構の全施設において管理部門の光熱水料の節減に努め、固定経費を削減する。
- ・ 戦略的創造研究推進事業において、新規発足のチーム型研究の研究領域については原則として研究事務所を開設しない。また、既設の領域事務所等についてはその業務内容や体制等について効率化に努める。
- ・ 知的財産権の保有コスト節減及びその有効活用を図るため、保有特許の価値評価を実施する。

電子化・ペーパーレス化の推進

- ・ 平成16年度に導入した電子決裁システムを拡充し、文書決裁の電子化を進めるとともにグループウェア機能を拡充し、利便性の向上を図る。
- ・ 電子公募システムを運用するとともに公募事業のうち電子化できるものから順次電子公募へ移行する。また、運用にあたり利便性を高めるための拡充を行う。
- ・ 機構の事業に関わる研究者情報等のデータベース化・情報共有化を進める。
- ・ 既存OA-PCの賃貸借終了を契機としてセキュリティの高い構内ネッ

トワーク及びO A - P Cの検討を行い、構内ネットワーク及びO A - P Cの更新を図る。

文献情報提供業務における効率化

- ・業務運営の効率化のための第 期経営改善計画に沿って、各実施項目を推進する。
- ・データベース作成について、合理化し、経費を削減する。
- ・ユーザーニーズが高く、収支バランスの良い商品に重点化し、それ以外の商品については見直しする等の検討を行う。
- ・紙媒体で出力している各種資料のうち電子媒体に移行できるものは電子媒体に移行する。

(2) アウトソーシング及び外部機関との連携

- ・外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用し、事務を効率化、合理化する。
- ・日本科学未来館と国立科学博物館、科学技術館との有機的な連携協力を推進するため、連絡会議を開催するとともに、実務担当者の意見交換会を開催する。

(3) 国家公務員に準じた人件費削減の取組み

- ・常勤の役職員に係る人件費（退職手当、福利厚生費、競争的研究資金により雇用される任期付職員に係る人件費は除く。）については、平成 2 2 年度において、平成 1 7 年度と比較し、5 % 以上の削減を行う。（ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。）そのため、中期目標期間の最終年度である平成 1 8 年度の当該人件費については、平成 1 7 年度と比較し、概ね 1 % 以上の削減を行う。
- ・具体的には、役職員の人件費については、本俸を国家公務員の指定職俸給表の見直しに準じて平成 1 8 年度より引下げる。また、常勤職員（任期に定めのない職員）の人件費削減については、平成 1 8 年度より平成 2 2 年度の間において、以下の措置を労使間で合意に至ったものから順次実行に移す。

本給表の水準を全体として平均 4 . 8 % 引下げ

職員の勤務成績が適切に反映される新人事制度導入に伴い、昇給及び
期末手当に反映

役職手当等の手当制度の見直し

(4) 業務・システムの最適化

- ・ 主要な情報システムについて外部の専門家を活用し、監査及び刷新可能性調査を実施するとともにシステムコスト削減、システム調達における透明性の確保を図るための最適化計画の方針を策定する。また、人材の全体的なレベルアップを図る職員研修について検討する。

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は224億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

科学技術振興に関する業務の充実、所有施設の改修、職員教育・福利厚生
の充実、業務の情報化、機構の行う広報の充実に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

(1) 方針

- ・ アウトソーシングの推進等を通じ、業務の効率化を行うとともに、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築し、職員個々の能力に応じた人員配置を行う。
- ・ 競争的研究資金による事業を有効に実施するため、研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的に登用する。

(2) 人員に係る指標

業務の効率化を進め、常勤職員数については抑制する。

(参考 1)

平成 1 8 年度当初の常勤職員数 (任期の定めのない職員) 4 7 1 人

平成 1 8 年度末の常勤職員数の見込み (任期の定めのない職員) 4 7 1 人

(参考 2)

「行政改革の重要方針」(平成 1 7 年 1 2 月 2 4 日閣議決定)において削減対象とされた人件費にかかる平成 1 8 年度中の人件費総額見込み

6 , 9 5 2 百万円

(参考 3)

競争的研究資金により雇用される任期付職員にかかる平成 1 8 年度中の人件費総額見込み

1 0 , 8 4 9 百万円

但し、この額は今後の競争的研究資金の獲得の状況により増減があり得る。

3 . 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、研究開発委託契約において当該契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し合理的と判断されるものについて行う。

(別紙)

III. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成18年4月～平成19年3月

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	101,437
政府その他出資金等	630
業務収入	10,435
その他の収入	171
繰越金	1
受託収入	723
目的積立金取崩額	12
計	113,409
支出	
一般管理費	4,016
(公租公課を除いた一般管理費)	3,184
うち人件費(管理系)	1,585
うち物件費(公租公課を除く)	1,599
うち公租公課	832
事業費	108,670
新技術創出研究関係経費	58,830
企業化開発関係経費	21,008
科学技術情報流通関係経費	12,856
うち一般勘定	6,312
うち文献情報提供勘定	6,544
研究開発交流支援関係経費	4,712
科学技術理解増進関係経費	7,591
人件費(業務系)	3,672
受託経費	723
計	113,409

[人件費の見積り]

期間中、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費について、総額6,952百万円を支出する。

また、期間中、競争的研究資金により雇用される任期付職員にかかる人件費について、総額10,849百万円を支出する。但し、この額は今後の競争的研究資金の獲得の状況により増減があり得る。

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	101,437
業務収入	3,790
その他の収入	52
受託収入	518
目的積立金取崩額	12
計	105,809
支出	
一般管理費	3,834
(公租公課を除いた一般管理費)	3,038
うち人件費(管理系)	1,585
うち物件費(公租公課を除く)	1,454
うち公租公課	795
事業費	101,458
新技術創出研究関係経費	58,830
企業化開発関係経費	21,008
科学技術情報流通関係経費	6,312
研究開発交流支援関係経費	4,712
科学技術理解増進関係経費	7,591
人件費(業務系)	3,005
受託経費	518
計	105,809

[人件費の見積り]

期間中、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費について、総額6,408百万円を支出する。

また、期間中、競争的研究資金により雇用される任期付職員にかかる人件費について、総額10,849百万円を支出する。但し、この額は今後の競争的研究資金の獲得の状況により増減があり得る。

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
政府その他出資金等	630
業務収入	6,645
その他の収入	118
繰越金	1
受託収入	206
計	7,600
支出	
一般管理費	182
(公租公課を除いた一般管理費)	146
うち物件費(公租公課を除く)	146
うち公租公課	37
事業費	7,212
科学技術情報流通関係経費	6,544
人件費(業務系)	668
受託経費	206
計	7,600

[人件費の見積り]

期間中、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費について、総額544百万円を支出する。

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成18年4月～平成19年3月

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	101,081
経常費用	100,720
一般管理費	3,736
人件費(管理系)	1,653
物件費(公租公課を除く)	1,256
公租公課	827
事業費	80,657
新技術創出研究関係経費	43,391
企業化開発関係経費	11,765
科学技術情報流通関係経費	10,910
研究開発交流支援関係経費	3,949
科学技術理解増進関係経費	6,970
人件費(業務系)	3,672
受託経費	723
減価償却費	15,590
財務費用	13
臨時損失	361
収益の部	100,745
運営費交付金収益	78,924
業務収入	7,578
その他の収入	311
受託収入	723
資産見返運営費交付金戻入	10,013
資産見返施設費戻入	5
資産見返補助金等戻入	3,153
資産見返寄付金戻入	24
臨時利益	13
純損失	336
目的積立金取崩額	12
総損失	325

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	92,574
經常費用	92,212
一般管理費	3,491
人件費(管理系)	1,585
物件費(公租公課を除く)	1,111
公租公課	795
事業費	75,277
新技術創出研究関係経費	43,391
企業化開発関係経費	11,765
科学技術情報流通関係経費	6,198
研究開発交流支援関係経費	3,949
科学技術理解増進関係経費	6,970
人件費(業務系)	3,005
受託経費	518
減価償却費	12,914
財務費用	13
臨時損失	361
収益の部	93,675
運営費交付金収益	78,924
業務収入	933
その他の収入	93
受託収入	518
資産見返運営費交付金戻入	10,013
資産見返施設費戻入	5
資産見返補助金等戻入	3,153
資産見返寄付金戻入	24
臨時利益	13
純利益	1,102
目的積立金取崩額	12
総利益	1,113

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	8,507
經常費用	8,507
一般管理費	246
人件費(管理系)	68
物件費(公租公課を除く)	146
公租公課	32
事業費	5,380
科学技術情報流通関係経費	4,712
人件費(業務系)	668
受託経費	206
減価償却費	2,676
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	7,069
業務収入	6,645
その他の収入	218
受託収入	206
臨時利益	0
純損失	1,438
目的積立金取崩額	0
総損失	1,438

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成18年4月～平成19年3月

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	123,389
業務活動による支出	91,763
投資活動による支出	23,263
財務活動による支出	173
翌年度への繰越金	8,189
資金収入	123,389
業務活動による収入	112,797
運営費交付金による収入	101,437
業務収入	10,435
その他の収入	201
受託収入	723
投資活動による収入	1,606
財務活動による収入	600
前年度よりの繰越金	8,386

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	114,091
業務活動による支出	85,754
投資活動による支出	20,061
財務活動による支出	165
翌年度への繰越金	8,111
資金収入	114,091
業務活動による収入	105,797
運営費交付金による収入	101,437
業務収入	3,790
その他の収入	52
受託収入	518
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	8,294

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	9,297
業務活動による支出	6,009
投資活動による支出	3,202
財務活動による支出	8
翌年度への繰越金	79
資金収入	9,297
業務活動による収入	6,999
業務収入	6,645
その他の収入	148
受託収入	206
投資活動による収入	1,606
財務活動による収入	600
前年度よりの繰越金	92

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。